

不動産の共同入札について

- ・ 公売財産が不動産の場合、共同入札することができます。
- ・ 共同入札とは、一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することをいいます。
- ・ 共同入札する場合は、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。公売参加申込みや入札手続きは、この代表者のK S I 官公庁オークション ログインIDで行うこととなります。

共同入札代表者の方は、次の①～⑤の書類を一宮市役所まで郵送してください。

①公売保証金納付書・還付請求書兼口座振込依頼書

代表者の方の住所、氏名など必要事項を記入し、代表者の印鑑を捺印してください。

②委任状

代表者以外の方全員から代表者に対する委任状として作成してください。

委任者、受任者ともに実印を捺印してください。

③共有合意書および共同入札者持分内訳書

共有合意書および共同入札者持分内訳書に記載された内容が実際と異なる場合は、公売物件を落札されても所有権移転手続きを行うことができません。

④印鑑証明書

三ヶ月以内に交付を受けた共同入札者全員の印鑑証明書

⑤住所証明書（法人の場合は商業登記簿謄本）

代表者を含む共同入札者全員の住所証明書（住民票など）

【送付先】

〒491-8501

愛知県一宮市本町2丁目5番6号

一宮市役所 財務部納税課

【注意点】

入札開始日の2開庁日前までに一宮市が必要書類の提出を確認できない場合は、入札することができません。